

登記簿記載の名称

北海道電力株式会社	0.000588
東北電力株式会社	0.000340
東京電力株式会社	0.000332
中部電力株式会社	0.000424
北陸電力株式会社	0.000483
関西電力株式会社	0.000299
中国電力株式会社	0.000501
四国電力株式会社	0.000326
九州電力株式会社	0.000348
沖縄電力株式会社	0.000946
イーソックス株式会社	0.000462
出光グループパワー株式会社	0.000204
エネサーブ株式会社	0.000422
桂原環境プラント株式会社	0.000562
王子製紙株式会社	0.000444
オウックス株式会社	0.000667
株式会社エネット	0.000436
株式会社F-Power	0.000352
株式会社G-Power	0.000000
サニットエナジー株式会社	0.000505
GTFグループパワー株式会社	0.000767
JENホールディングス株式会社	0.000674
昭和シェル石油株式会社	0.000809
新日鐵エンジニアリング株式会社	0.000759
新日本石油株式会社	0.000433
東北天然ガス発電株式会社	0.000330
ダイエモントパワー株式会社	0.000482
日本テクノ株式会社	0.000693
日本風力開発株式会社	0.000000

パナソニック株式会社	0.000679
丸紅株式会社	0.000412
やまがたグループパワー株式会社	0.000776

○特許庁告示第八号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公表する。

平成二十二年八月十七日

特許庁長官 細野 哲弘

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第十八号	平成二十二年八月九日	株式会社古賀総研 東京都八王子市打越町344番地6 代表取締役 古賀 康史	二十一 先行技術調査（金属加工）	株式会社古賀総研 東京都八王子市打越町344番地6

○国土交通省告示第九百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣 前原 誠司

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
小水無沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一七と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
岩手県八幡平市松尾寺木字国見園有林
- 一五四二林班 三小班 一号から十二号まで、十四号から二十四号まで、二十六号及び三十二号から三十五号まで
- 一五四二林班 一四小班 一三三号
- 一五四二林班 一五小班 二十五号
- 一五四二林班 一六小班 二十七号から三十号まで
- 一五四二林班 一七小班 三十一号
- 二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
鬼又沢
- 三 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一六から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一七と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
岩手県岩手郡滝沢村滝沢
- 九二林班 一四小班 一十九号から二十九号まで
- 九二林班 一五小班 二十九号から三十四号まで
- 九二林班 一六小班 三十五号から三十九号まで
- 九二林班 一七小班 三十九号から四十四号まで
- 四 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
字上岩手山
- 五 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一六から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一七と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字上岩手山
- 二六八番六 一三三三号まで